

かわにし労政ニュース

編集・発行：川西市 市民生活部 生活活性室 産業振興課
川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162 / FAX 072-740-1332

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法

が変わります！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、法律が改正され、平成29年1月1日から、以下の点が変わります。

<育児・介護休業法の改正ポイント>

① 介護休業の分割取得

現行	対象家族1人につき、原則1回	➡	改正後	対象家族1人につき、3回
----	----------------	---	-----	--------------

② 子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化

現行	1日単位	➡	改正後	半日単位
----	------	---	-----	------

③ 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行	介護休業と通算して93日	➡	改正後	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能
----	--------------	---	-----	--------------------------------

④ 介護のための所定外労働の免除の新設

現行	なし	➡	改正後	対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）を新設
----	----	---	-----	---

⑤ 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

現行	（育児休業の場合） 以下の3要件とも満たす場合 ① 1年以上勤務 ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがある ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない	➡	改正後	以下の2要件に緩和 ① 1年以上勤務 ② 子が1歳6か月になるまで（※）の間に雇用契約が更新されないことが明らかでない （※）介護休業の場合は、介護休業を取得する日から9か月経過する日まで
----	---	---	-----	---

⑥ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

現行	法律上の親子関係のある 実子・養子	➡	改正後	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象
----	-------------------	---	-----	---------------------------------------

<育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント> いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行	事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止	➡	改正後	左記に加え、上司・同僚等からの嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
----	---------------------------------------	---	-----	---

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法についてのお問い合わせ
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 078-367-0820

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆さまへ 平成28年度の両立支援等助成金のお知らせ (一部抜粋)

① 出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

- ・支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業です。
- ・過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。
- ・支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】	中小企業	取組及び育休1人目	60万円
		2人目以降	15万円
	大企業	取組及び育休1人目	30万円
		2人目以降	15万円

② 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

- ・育児休業取得者の原職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6か月を経過する日が、平成28年4月1日以降の場合

【支給額】育児休業取得者1人当たり：50万円

育児休業取得者が期間雇用者の場合10万円加算

当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに10万円加算

【支給対象期間】

最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年以内

くるみ取得事業主の場合、原職等復帰日から起算して6か月を経過する日が、平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象となります。

【上限人数】1年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）に延べ10人

くるみ取得事業主の場合、平成37年3月31日までの延べ50人

両立支援等助成金についてのお問い合わせ

兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課

TEL 078-367-0700

(事業主の方へ)

平成28年度の雇用保険料率

雇用保険料率が引き下がります

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。

平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。

併せて、雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、0.5/1000引き下がります。

【平成28年度の雇用保険料率】

事業の種類 負担者	労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担			+ 雇用保険料率
			失業等給 付の保険 料率	雇用保険二 事業の保険 料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清 酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

雇用保険についてのお問い合わせ

兵庫労働局 労働保険徴収課 TEL 078-367-0790

労働基準法 Q&A

休憩・休日に決まりはありますか。



【休憩】1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は60分以上与えなければなりません。（労働基準法第34条）

【休日】毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上与えなければなりません。（労働基準法第35条）



年次有給休暇はアルバイトでもありますか。



アルバイトでも、6か月の継続勤務、全労働日の8割以上の出勤、週5日以上勤務または週の労働時間が30時間以上という3つの要件を満たせば、正社員と同じ日数が付与されます。週4日以下の勤務かつ週の労働時間が30時間未満の場合でも、所定の労働日数に応じて有給休暇が付与されます。（労働基準法第39条）



パセオかわにしに加入しませんか？

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）は、個々の事業所では行えないような各種の福利厚生事業を実施する、川西市で働く中小企業従業員の皆さまのための制度です。

<加入要件> 2つのコースからお選びいただけます。

市内に主たる事務所、店舗、工場などがある従業員1人以上300人以下の中小企業の事業主様です。加入は事業所単位です。

厚生事業のみの加入

会員1人当たり 月250円

厚生事業 + 慶弔給付事業の加入

会員1人当たり 月400円

- ・厚生事業...健康診断補助、スポーツ大会の開催、バスツアーの実施、旅行・宿泊補助、チケット等のあっせん、映画館の利用割引
- ・慶弔給付事業...結婚、出産、入学等の祝金や、死亡弔慰金、各種見舞金

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）のお問い合わせ
〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所内 TEL：072-757-9700